

九州地域バイオクラスター推進協議会会費規則

(目的)

第1条 この規則は、九州地域バイオクラスター推進協議会（以下「協議会」）会則第6条の規定に基づき、協議会の会費について定めることを目的とする。

(会費)

第2条 協議会の会費は年会費とし、1口あたりの金額は会員種別毎に次のとおりとする。

(1) 正会員

① 団体会員 会費 1口 60,000円/年

② 個人会員 会費 1口 6,000円/年

(2) 特別会員 無料

2 正会員の役員団体会員については、年会費必要口数を2口以上とする。

3 新規入会の場合、当該年度の会費は、申込月を含む月割り額とする。

(納入)

第3条 会員は、協議会事務局（以下「事務局」）の請求に基づき、毎年5月末までに当該会計年度分の会費を納入しなければならない。

2 新規に入会した会員は、事務局から送付する請求書受領後、1ヶ月以内に会費を納入しなければならない。

3 会費は、原則として1回で納入するものとする。

4 会費の納入方法は、原則として口座振込みとし、振込み手数料は会員負担とする。

(退会に伴う会費等)

第4条 当該会計年度の途中において退会するときは、未納会費を納入しなければならない。

2 会則第6条第2項の定めるところにより、退会者は既に納入した会費等の返還を請求することは出来ない。

(その他)

第5条 この規則の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則（平成21年5月20日）

1 この規則は、平成21年5月20日から施行する。

2 平成21年度の会費の納入期限は事務局が送付する請求書の支払い期日とする。